

ER/ES 指针对応 適合確認書の作成とその運用 (ER/ES 指針チェックリストの拡張)

附録2 ER/ES 指針 適合確認書 事例(電子署名を用いた場合、電子署名のみ)

◆電子署名

No	要件	説明	指針	区分	適用欄 (適用文書名の該当箇所)	適用の根拠または 適用除外の理由
19	電子署名及び認証業務に関する法律に基づき、電子署名の管理・運用の手順が文書化されている	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名の利用について文書化されている 	4(1)	運用	電子署名運用手順書 (Ver.2.0 / 2024年2月1日、第3章「署名の定義と対象」、第4章「署名者の認証と管理方法」) 個人認証情報管理規程 (Ver.1.5 / 2024年1月10日、第2章「個人認証、ID・パスワード管理」)	本システムにおける電子署名は、電子署名法に準拠し、署名者の一意性・本人性・非改ざん性が確保されるよう運用手順が文書化されており、ID・パスワードの管理方法や署名の付与・検証手順も明確に定義されている。
20	電子署名の管理・運用が適切に実施されている	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名の利用について定めた手順書があり、その手順に従った活動が適切に実施されている 	4(1)	運用	同上	同上
21	電子署名は各個人を特定できる唯一のものであり、他の者に再使用、再割り当てしていない	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名を他の者が再使用、再割り当て出来ないような仕組みとなっている、もしくは電子署名の利用について定めた手順書に電子署名を他の者が再使用、再割り当て出来ないような運用を定め、その手順に従った活動が適切に実施されている 	4(2)	機能・運用	JCROA-PROLINK 仕様書 (Ver.1.3 / 2024年1月10日、第6.3節「ユーザー認証と署名機能」) 認証情報管理規程 (Ver.2.0 / 2024年1月10日、第2.2項「アカウントの一意性」、第	各個人には一意の署名用IDが発行され、設計仕様および管理規程により再使用・再割り当ては禁止されている。退職や異動時のID失効も文書化されており、アカウント管理記

					4.1 項「アカウントの失効・削除手順」 電子署名運用手順書（Ver.2.0／2024 年 2 月 1 日、第 3.1 項「署名者の識別と署名要件」第 4.2 項「署名 ID の管理」） アカウント発行・失効記録簿（2024 年度運用分）	録により運用状況が確認されている。
22	電子署名情報として以下の全項目が含まれている ・署名者の氏名 ・署名が行われた日時 ・署名の意味（作成、確認、承認など）	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名には、以下の情報がすべて含まれている <ul style="list-style-type: none"> ➤ 署名者の氏名 ➤ 署名が行われた日時 ➤ 署名の意味（作成、確認、承認など） 	4(3)	運用	JCROA-PROLINK 仕様書（Ver.1.3／2024 年 1 月 10 日、第 6.3 節「ユーザー認証と署名機能」）	電子署名には氏名・署名日時・署名の意味（作成・確認・承認等）の 3 項目が含まれるよう設計されており、画面表示・出力・ログにおいても人が確認可能である。
23	電子署名は、通常の利用方法では削除、コピーできないように、対応する電磁的記録とリンクしている	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名は署名した電磁的記録と紐づいている（リンクしている） 電子署名と電磁的記録のリンクは、通常の方法では削除・コピー・変更などが出来ないようになっている（システム管理者など特別な権限を有するもの以外は、削除・コピーなどの編集ができなくなっている） 	4(4)	機能	JCROA-PROLINK 仕様書（Ver.1.3／2024 年 1 月 10 日、第 6.4 項「署名と記録の整合性確保」）	電子署名は対象データと論理的に結合されており、通常の方法では削除やコピーができない設計となっている。